

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等
四 前三号に掲げるもののほか、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であつて、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十三条の五第二項に規定する業務上の余裕金をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
五 前各号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の貸借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいふ。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの
(借換えの対象となる長期借入金又は債券等)

第九条 法第三十三条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により土地の取得等に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」といふ。）とし、同条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とす
(長期借入金又は債券の償還期間)

第十一条 法第三十二条第一項の規定による長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の

借り入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならない。
第十二条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一 借入れを必要とする理由
二 長期借入金の額
三 借入先
四 長期借入金の利率
五 長期借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払の方法及び期限
七 その他文部科学大臣が必要と認める事項
2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。
(国立大学法人等債券の形式)

第十三条 法第三十三条第一項又は第二項の規定により発行する債券（以下「国立大学法人等債券」という。）は、無記名利札付きとする。
(国立大学法人等債券の発行の方法)

第十四条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）に、その引き受けようとする国立大学法人等債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が国立大学法人等債券を引き受ける場合又は国立大学法人等債券の引受け

第十六条 前項の場合において、振替国立大学法人等債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等に示さなければならない。
(国立大学法人等債券の成立の特則)

第十七条 国立大学法人等債券の募集が完了したときは、当該国立大学法人等債券の総額をもつて国立大学法人等債券の総額とする。
(国立大学法人等債券の払込み)

第十八条 国立大学法人等債券の募集をしたときは、当該国立大学法人等債券の総額とする。ただし、国立大学法人等債券についてその全額の払込みをさせなければならない。
(債券の発行)

第十九条 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 債券の発行の年月日
二 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
四 元利金の支払に関する事項
(利札が欠けている場合)

第二十条 国立大学法人等債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一 発行を必要とする理由
二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三 国立大学法人等債券の募集の方法
四 発行に要する費用の概算額

第二十二条 第二号に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 作成しようとする国立大学法人等債券申込証
二 国立大学法人等債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面

第五章 余裕金の運用

(運用の対象となる有価証券)
第二十二条 法第三十三条の五第一項第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十

五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第

十号から第十二号まで及び第十五号に掲げ

る有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価

証券（同項第六号から第九号まで、第十三

号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券

の性質を有するものを除く。）

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの（投資一任契約）

第二十三条 法第三十三条の五第二項第三号の政令で定める投資一任契約は、国立大学法人等が金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

第六章 部局の長の範囲等

第二十四条 準用則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一 大学の教養部の長

二 大学に附置される研究所の長

三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院の長

四 大学に附属する図書館の長

五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第一百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

六 準用則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教諭、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

七 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条の四第一項

八 大麻取締法（昭和二十三年法律第一百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで

九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項及び第六条

十 大麻取締法（昭和二十三年法律第一百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで

十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（昭和二十九年法律第二百三十九号）第十九条の八、第二十九条第一項及び第四項、第二十一条の八第一項並びに第二十九条の九

十二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の五及び第六十条の二第二項から第四項まで

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）

十四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第十条第二項

十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十号）第七十六条

十六 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）第五十条

十七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項第二号及び第二号の二

十八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五项

十九 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一条

二十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

二十一 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）

二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項

二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第一百四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第六项（同法第一百三十九条第一項において準用する場合を含む。））

二十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十条第一項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

二十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）第十二条（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）

二十六 都市緑地法（昭和四八年法律第七十号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

二十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一项第三号

二十八 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十条

二十九 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第四十九条第三項

三十 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

三十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条

三十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第二号

三十三 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第三十六条

三十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条

三十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第十一条

三十六 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二十九条第一項

三十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）

三十九 國際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一条）第十九項

四十 景観法（平成十六年法律第二百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）第十五条规定

四十二 教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第五条第四項及び第十五条第二項

四十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

四十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第十二条及び第十三条第二項

四十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

四十七 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項

第四条の五													
四十九 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第十四条													
五十 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十一条													
五一 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第十七条													
五十二 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十一年政令第二百六十一号）第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二条第一号及び第二十八条第一号イ													
五十三 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十七一条													
五十四 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第十六条													
五十五 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十七条													
五十六 歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第九条													
五十七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第八条													
五十八 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）第九条													
五十九 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四十五号）第二条													
六十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十二条から第十三条まで													
六十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）													
前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。													
読み替える法令の規定	読み替える	えられ	読み替える	る字句	くはそ	行政機関若し人等	土地収用法第二十一条第一項（同法第三十八条第一						

表第二十四条第二項の項目及び第二十八条の項	医療法施行令第一条の五の項、第二十四条第一項の項、第二十四条の二第一項の項及び第二十八条の項	医療法施行令第一条の五の項、第二十三条の二の項	第三十六条	放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条	原子力災害対策特別措置法	第七十六条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条	覚醒剤取締法第三十五条第一項	土地収用法第二百二十二条第一項ただし書(同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。)	土地収用法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。)
臣主務大臣	臣主務大臣	臣主務大臣	第三章及	第三章及前条	第三章及前条	第三章及前条	第三章及前条	第三章及前条	第三章及前条	第三章及前条
大学法人	当該特定機能病院等の開設者である国立大学法人	当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人	当該病院、診療所の開設者である国立大学法人	當該事業の施設ある国立大学等の法人等	當該起業者で、該事業につながる法人等	國立大學法	國立大學法	國立大學法	國立大學法	國立大學法

の防止に関する法律、水道法、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、下水道法、電気事業法、理学療法士及び作業療法士法、母子保健法、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律、獣医療法、原子爆弾被爆者に対する援護法、獸医療法、原子爆弾被爆者に対する援護法、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、原子力災害対策特別措置法、健康増進法、医療法施行令又は食品衛生法施行令の規定により旧機関について国がしている届出その他の行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等がした届出その他の行為とみなす。

第十五条 国立大学法人等の成立前に旧機関について國が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく占用、都市公園法の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者とした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の規定により道路管理者とした協議に基づく占用であつて、各国立大学法人等の業務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれ、当該国立大学法人等が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、港湾法の規定により港湾管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第八十号）の規定により旧機関について國がしていいる届出その他の行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等がしめた届出その他の行為とみなす。

第十六条 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律五百五十号）第九条に規定する国立久里浜養護学校をいう。次項において同じ。）を除く。

以下この項において同じ。）の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。）がした行為及び旧機関の長に對してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づき各国立大学法人等がした行為及び各国立大学法人等に對してされ

た行為とみなす。

2 法附則第二十三条第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

3 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。

4 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二十五日政令第六号）抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）抄

この政令は、平成十六年三月二六日政令第六号）抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）抄

附 則 (平成二十六年四月一五日政令第一 七二号) 抄	附 則 (平成二七年三月三一日政令第一 二八号) 抄	附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五 五号) 抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。	第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定並びに附則第九条中国土交通省組織令（平成十一年政令第二百五十五号）附則第五条の三に一項を加える改正規定、同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定並びに附則第九条中国土交通省組織令（平成十一年政令第二百五十五号）附則第五条の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
附 則 (平成二六年七月一六日政令第二 五五号) 抄	附 則 (平成二六年七月一六日政令第二 六一号) 抄	附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一 七五号) 抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、公表の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。
附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二 八九号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。
附 則 (平成二六年九月一九日政令第三 〇八号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置）
附 則 (平成二七年一月一五日政令第六 〇八号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、土砂災害警戒区域等における土地砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。	第一条 この政令は、土砂災害警戒区域等における土地砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。
附 則 (平成二七年二月四日政令第三 五号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。
附 則 (平成二七年二月一二日政令第四 六号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する。ただし、第一条中国立大学法人法施行令第二十二条第一項第二十五号及び第二十三条第二項の表の改正規定は公表の日から、第二条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月一八日政令第七 四号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月一八日政令第七 四号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月一九日政令第一 三九号) 抄	（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、改正法第五条の規定の施行の日	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月一一日政令第四〇号)	附 則 (令和三年九月二十四日政令第二五九号) 抄
この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(第二百五十二条号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年六月二十四日政令第一九八号)	附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)	附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。	この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六四号)	附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三五五号)
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)	1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。
2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。	2 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七五号)	附 則 (令和四年一二月二三日政令第三九三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。	1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。
附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇号)	附 則 (令和五年一二月一〇日政令第三五二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄	附 則 (令和五年九月一三日政令第二八〇号)
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年七月二日政令第一九一号)	附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和三年九月一日から施行する。	この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)	附 則 (令和三年九月二十四日政令第二五九号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年六月二十四日政令第一九八号)	附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)	附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。	1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。
2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。	2 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七五号)	附 則 (令和四年一二月二三日政令第三九三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)	1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。
2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。	2 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇号)	附 則 (令和五年一二月一〇日政令第三五二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄	附 則 (令和五年九月一三日政令第二八〇号)
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年七月二日政令第一九一号)	附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和三年九月一日から施行する。	この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)	附 則 (令和三年九月二十四日政令第二五九号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年六月二十四日政令第一九八号)	附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。	この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)	附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。	1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。
2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。	2 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇号)	附 則 (令和四年一二月二三日政令第三九三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)	1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。
2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。	2 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十一月一日)から施行する。
附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄	附 則 (令和五年一二月一〇日政令第三五二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年七月二日政令第一九一号)	附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和三年九月一日から施行する。	この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。